

高第2097号
令和4年12月9日

各市町村介護保険担当課長 様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

介護支援専門員資格の有効期間について (通知)

介護支援専門員の法定研修については、令和3年9月6日付高第1077号「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて」により、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修日程が延期になるなど、本来の資格更新の時期を過ぎてしまう介護支援専門員に対し、臨時的に資格を喪失しない取扱いをしています。

このたび、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、法定研修の受講者が研修修了前に有効期間が満了する恐れがあることを鑑み、下記のとおり、資格を喪失しない取扱いとする期間の延長を行いますのでお知らせします。

また、法定研修受講者に対しては受講決定通知と併せて別添(写)により通知しますので申し添えます。

記

- 1 令和4年度1期専門研修課程Ⅱ・更新研修後期受講者のうち、下記の者については、更新交付申請書の提出期限を令和5年8月31日まで猶予する。
 - ・有効期限が令和2年7月1日から令和5年6月30日までの者
- 2 令和5年度1期専門研修課程Ⅱ・更新研修後期受講者のうち、下記の者については、更新交付申請書の提出期限を令和5年12月28日まで猶予する。
 - ・有効期限が令和3年9月1日から令和3年12月31日までの者
 - ・有効期限が令和5年7月1日から令和5年8月31日までの者

【担当】

千葉県健康福祉部高齢者福祉課
介護保険制度班 高田 智子
TEL 043(223)2387
FAX 043(227)0050
E-mail chiba-cm@pref.chiba.lg.jp



高第2097号
令和4年12月9日

介護支援専門員法定研修
受講生【氏名】様
(令和4年度 専門研修課程Ⅱ・更新研修後期受講者)

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

介護支援専門員資格の有効期間について

日頃、介護支援専門員として介護保険制度の適正な運用に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

介護支援専門員の法定研修については、令和3年9月6日付高第1077号「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて」により、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修日程が延期になるなど、本来の資格更新の時期を過ぎてしまう恐れのある介護支援専門員に対し、臨時的に資格を喪失しない取扱いをしています。

このたび、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、貴職が受講予定の介護支援専門員専門研修課程Ⅱの修了前に、貴職が有する介護支援専門員の資格の有効期間が満了し、資格が失効となる恐れがあることを鑑み、従前の臨時的取り扱いの期限に関わらず、資格を喪失しない取扱とする期間を延長し、令和5年8月31日まで、更新交付申請書提出の期限を猶予することとします。

また、期限までに専門研修課程Ⅱ・更新研修後期を修了し、更新交付申請の手続きを行うことにより、本来の有効期間満了日に遡り、5年間有効の介護支援専門員証を発行するものとしたします。

なお、上記期限までに更新研修を受講せず、または登録の更新申請を怠った場合には、本来の有効期間満了日に遡って介護支援専門員の資格が失効する旨、申し添えます。

【担当】

千葉県健康福祉部高齢者福祉課
介護保険制度班 高田 智子
TEL 043(223)2387
FAX 043(227)0050
E-mail chiba-cm@pref.chiba.lg.jp



高第2097号
令和4年12月9日

介護支援専門員法定研修
受講生【氏名】様
(令和5年度1期 専門研修課程Ⅱ・更新研修後期受講者)

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

介護支援専門員資格の有効期間について

日頃、介護支援専門員として介護保険制度の適正な運用に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

介護支援専門員の法定研修については、令和3年9月6日付高第1077号「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて」により、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修日程が延期になるなど、本来の資格更新の時期を過ぎてしまう恐れのある介護支援専門員に対し、臨時的に資格を喪失しない取扱いをしています。

このたび、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、貴職が受講予定の介護支援専門員専門研修課程Ⅱの修了前に、貴職が有する介護支援専門員の資格の有効期間が満了し、資格が失効となる恐れがあることを鑑み、従前の臨時的取り扱いの期限に関わらず、資格を喪失しない取扱とする期間を延長し、令和5年12月28日まで、更新交付申請書の提出期限を猶予することとします。

また、期限までに専門研修課程Ⅱ・更新研修後期を修了し、更新交付申請の手続きを行うことにより、本来の有効期間満了日に遡り、5年間有効の介護支援専門員証を発行するものとしたします。

なお、上記期限までに更新研修を受講せず、または登録の更新申請を怠った場合には、本来の有効期間満了日に遡って介護支援専門員の資格が失効する旨、申し添えます。

【担当】

千葉県健康福祉部高齢者福祉課
介護保険制度班 高田 智子
TEL 043(223)2387
FAX 043(227)0050
E-mail chiba-cm@pref.chiba.lg.jp



高 第 1 0 7 7 号
令 和 3 年 9 月 6 日

介護支援専門員法定研修
受講予定の皆様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な
取扱いについて (通知)

皆様方におかれましては、日頃介護支援専門員として介護保険制度の適正な運用に御
協力をいただき厚くお礼申し上げます。

介護支援専門員の法定研修については、令和2年2月25日付の厚生労働省事務連絡
「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて」
(別添)を受け、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修日程が延期になるなど、
本来の資格更新の時期を過ぎてしまう介護支援専門員に対し、臨時的に資格を喪失しな
い取扱いをしています。

このたび、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長引いている現状に鑑み、下記の
とおり、臨時的取扱い対象者に下記の方を追加しますのでお知らせします。

記

1 臨時的取扱いの内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応により、研修日程が延期になるなど、本来
の資格更新の時期を過ぎてしまう介護支援専門員について、当面資格を喪失しな
い取扱とする。
- (2) 資格を喪失しない取扱いの期間は有効期間満了日から2年間とする。
- (3) 臨時的取扱い期間中に研修を修了した方は、修了後更新申請の手続きを30日
以内に行うことにより、本来の有効期間満了日に遡り、5年間有効の介護支援専
門員証を発行する。

2 対象者

【従前の対象者】

対象者の有効期間満了日 令和2年2月25日～令和4年3月31日

【追加の対象者】

対象者の有効期間満了日 令和4年4月1日～令和5年3月31日

延長される有効期間満了日 令和4年2月25日～令和7年3月31日

3 留意事項

- (1) 令和2年2月25日～5月31日までに満了日を迎えた専門I未受講者及び再
研修対象者は除きます。
- (2) 主任介護支援専門員資格保持者の場合は、上記の取扱いは介護支援専門員及び

主任介護支援専門員双方の有効期間満了日が対象になります。

- (3) 臨時的取扱いを受けるにあたって、事前の手続きは必要ありません。
- (4) 研修修了後に更新手続きをする際に、別紙「介護支援専門員証有効期間更新交付申請添付書」を併せて提出してください。
- (5) 更新後の介護支援専門員証の有効期間は、遡った本来の有効期間満了日から5年間であるため、次の研修までの期間は短くなります。

【参考】

臨時的な取扱い対象者が受講する研修

		有効期間満了日	
		令和2年 2月25日～ 5月31日	令和2年6月1日 ～ 令和5年3月31日
初回更新	専門Ⅰ受講済の方	専門Ⅱ	
	専門Ⅰ未受講の方	再研修※2	専門Ⅰ・Ⅱ
2回目以降更新	専門Ⅱ未受講の方	専門Ⅱ	専門Ⅱ
	主任更新未受講の方※1		主任更新
実務未経験	更新研修未受講の方	再研修※3	未経験更新研修※4

- ※1 主任介護支援専門員更新研修は主任としての満了日が令和2年6月1日以降の方です。
- ※2 令和2年5月31日までに満了日を迎える初回更新及び実務未経験研修対象の方は、再研修を受講することとなり、遡りの発行は行いません。
- ※3 再研修を受講する方は、臨時的取扱いは適応されませんので、研修修了後に介護支援専門員証の発行手続きをしてください。
- ※4 臨時的取扱い期間に実務未経験研修対象の方は再研修を受講することで、交付日から5年間の介護支援専門員証が発行されます。
ただし、再研修を受講した方が臨時的取扱い期間に介護支援専門員の業務をしていた場合は本人・事業所ともに処分の対象となりますのでご注意ください。